

「使用料・手数料の設定基準（案）」についての パブリックコメント（結果公表）

「使用料・手数料の設定基準（案）」についてのパブリックコメントにつきまして、市民の皆様からご意見をいただき、ありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見と、ご意見に対する本市の考え方を以下のとおり公表します。

意見募集期間	令和元年9月20日（金）～令和元年10月9日（水）
意見提出者数	82件（意見回収箱：43件、FAX：34件、ホームページ：4件、郵送1件）
公表意見数	67件

	ご意見の要旨	件数	枚方市の考え方
1	市の所有する施設を、いわゆる民間の営利企業と同じレベルで考えるような使用料設定のあり方はおかしいと考える。	－	施設の設置目的はさまざま、市民が広く利用できる施設につきましても、ひとりひとりの生活環境や趣味・嗜好、ライフスタイル等によって利用を選択されることとなるため、受益と負担の公平性の観点からも施設利用者にとって一定の基準に基づく適正な対価として使用料を負担いただく考えとしています。
2	公共施設について、使用料の徴収はおかしいと思う。	－	施設の設置目的はさまざま、市民が広く利用できる施設につきましても、ひとりひとりの生活環境や趣味・嗜好、ライフスタイル等によって利用を選択されることとなるため、受益と負担の公平性の観点からも施設利用者にとって一定の基準に基づく適正な対価として使用料を負担いただく考えとしています。
3	施設の職員は特定の利用者のためだけでなく、例えば、市民全体に向けてのイベント企画や、情報発信など、広く市民のために仕事をしていると考える。このため、人件費は受益者負担ではなく、市の負担とするべきだ。原価への人件費の算入には違和感を感じる。 また、光熱費や保守管理費はまだ理解出来るが、減価償却費の算入は納得できない。	－	「使用料・手数料の設定基準」における人件費につきましては、「施設の受付、使用許可、使用料の徴収、施設の保守管理委託契約に係る事務等」の施設の維持管理に係るものと限っており、例えばイベントの企画立案や実施に係る人件費については除外することとしています。 また、減価償却費につきましては、各施設の建設や修繕等に係る費用の一部を、将来施設を利用する利用者にも広く公平に負担いただくために算入することとしているものです。

	ご意見の要旨	件数	枚方市の考え方
4	今回の設定基準案は、電力料金等に採用されている「総括原価方式」を公共施設使用料に導入するものだ。公共施設の維持管理に関わる人件費等については税でもって賄われており、原価への算入には反対である。	－	「使用料・手数料の設定基準」は、使用料・手数料に関する一律の基準を策定しようとするものであり、その算定基礎として各施設に係る原価の考え方を設定したものです。 また、施設を運営するコストとして、人件費は欠かせないものであることから、今回、原価に人件費を算入する考え方としているものです。
5	施設利用料の算定基準に共用面積を含むのはおかしいのではないか。	－	利用するスペースだけでなく、トイレや階段、廊下等の共有スペースに係る費用の一部についても、利用者に公平にご負担いただく考えとするものです。
6	受益者負担その適正化という考え方が一般市民に広く理解されていない状態だと思う。 本来の受益者負担というのは地方自治法 224 条の分担金のようなものではないか。	－	使用料は、地方自治法 225 条により「行政財産の使用又は公の施設の利用につき」徴収ができるとされており、手数料は、地方自治法 227 条により「普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき」徴収ができるとされています。 サービスの受益の対価としての手数料や、施設の設置目的からひとりひとりの生活環境や趣味・嗜好、ライフスタイル等によって利用を選択されている各施設に係る使用料につきましては、受益と負担の公平性の観点からも受益者の方に一定の基準に基づく適正な対価として使用料・手数料を負担いただく考えとしています。
7	「生涯学習」を市民に保証するためにはこれ以上の受益者負担の拡大はしてはいけないと思う。税金を収めている市民がだれでも僅かな費用で利用できる公的施設を増やすことこそ市民力UPにつながると思う。また、民間のサービスが提供されているから受益者負担が高くなるという「市場性」の考え方は違うと思う。	－	施設の設置目的はさまざま、市民が広く利用できる施設につきましても、ひとりひとりの生活環境や趣味・嗜好、ライフスタイル等によって利用を選択されることとなるため、受益と負担の公平性の観点からも施設利用者の方に一定の基準に基づく適正な対価として使用料を負担いただく考えとしています。

	ご意見の要旨	件数	枚方市の考え方
8	<p>生涯学習市民センターを利用している。子どもが安心して遊ぶことができる場所として、子育ての悩みなどママ同志が話し合える場所として助かっている。減免制度をなくさないで欲しい。</p> <p>施設使用料の算出に人件費まで含まれることには納得できない。</p> <p>税金は何の為に払っているのか。受益者負担という考え方が公的機関になじまないのではないか。</p>	—	<p>施設の設置目的はさまざま、市民が広く利用できる施設につきましても、ひとりひとりの生活環境や趣味・嗜好、ライフスタイル等によって利用を選択されることとなるため、受益と負担の公平性の観点からも施設利用者にとって一定の基準に基づく適正な対価として使用料を負担いただく考えとしています。</p> <p>「使用料・手数料の設定基準」は、使用料・手数料に関する一律の基準を策定しようとするものであり、個別の使用料や減免制度については、今後この基準に基づいた見直しを行う中で検討してまいります。</p>
9	<p>施設使用料、手数料の設定についての市民の意見を求めているようだが、何を聞きたいのかわからない。具体的にどの施設の施設使用料が金額も含めどうなるのか示して欲しい。</p> <p>市民は税負担し、国からの交付金等も受けている行政の施設の使用料は「原則無料」であるべきだ。手数料も同様と考える。</p> <p>税金で建てた施設、市職員の人件費について「受益者負担」の考えは全くまちがった発想だと思う。</p>	—	<p>「使用料・手数料の設定基準」は、使用料・手数料に関する一律の基準を策定しようとするものであり、その算定基礎として各施設に係る原価の考え方を設定したものです。対象となる施設は、現在も使用料を徴収している施設等となり、それぞれ個別の使用料や減免制度については、今後この基準に基づいた見直しを行う中で検討してまいります。</p> <p>また、サービスの受益の対価としての手数料や、施設の設置目的からひとりひとりの生活環境や趣味・嗜好、ライフスタイル等によって利用を選択されている各施設に係る使用料につきましては、受益と負担の公平性の観点からも受益者の方に一定の基準に基づく適正な対価として使用料・手数料を負担いただく考えとしています。</p>
10	<p>具体的にどこの施設が対象で、改定された場合にどの位の金額変わるのか全くわからない。</p>	—	<p>「使用料・手数料の設定基準」は、使用料・手数料に関する一律の基準を策定しようとするものであり、その算定基礎として各施設に係る原価の考え方を設定したものです。対象となる施設は、現在も使用料を徴収している施設等となり、それぞれ個別の使用料や減免制度については、今後この基準に基づいた見直しを行う中で検討してまいります。</p>

	ご意見の要旨	件数	枚方市の考え方
11	減価償却費まで含めて算出するのであれば公で持つておく必要があるのかと疑問に思う。民間に売却してはどうか。他市に民間の貸し会議施設があるが、会議室を借りるとお茶が一人に一本ついてきたり、室内がきれいであったり、割りと便利である。 ただ、公の良さはお金のない人も使えることだ。その部分をどうすればよいか考える必要はあると思う。	－	各施設のあり方につきましては、施設の設置目的や利用状況を始め、公共施設マネジメントの考え方も踏まえて検討を行ってまいります。 多くの市民の方に施設の利用をいただけるよう、個別の使用料や減免制度等については、今後「使用料・手数料の設定基準」に基づいた見直しを行う中で検討してまいります。
12	市の公共施設には道路や公園等ほかにもいっぱいあるのに、なぜ施設使用料にのみ公平負担を求めるのかわからない。	－	ひとりひとりの生活環境や趣味・嗜好、ライフスタイル等によって利用を選択される施設につきましては、施設の設置目的や利用時間、スペースの占有の度合い等の状況を考慮し使用料の徴収を行っています。こういった施設については、利用される方とされない方の受益と負担の公平性の観点から、利用者に一定の基準に基づく適正な対価として使用料を負担いただく考えとしています。
13	市長はSDGsを大切に考えられているそうだが、今回の使用料・手数料についての提案はSDGsの中の「住み続けられるまちづくりを」と真逆だと考える。公共施設などの利用に受益者負担の考え方は合わない。	－	施設の設置目的はさまざま、市民が広く利用できる施設につきましても、ひとりひとりの生活環境や趣味・嗜好、ライフスタイル等によって利用を選択されることとなるため、受益と負担の公平性の観点からも施設利用者に一定の基準に基づく適正な対価として使用料を負担いただく考えとしています。
14	市民の収入が大幅に目減りしている。この点を行政として土台にすえて考えないと本末転倒となる。 学校教育を土台に人間形成に必須条件としての社会教育施設については、受益者負担や原価主義を基準にすることに違和感がある。	－	施設の設置目的はさまざま、市民が広く利用できる施設につきましても、ひとりひとりの生活環境や趣味・嗜好、ライフスタイル等によって利用を選択されることとなるため、受益と負担の公平性の観点からも施設利用者に一定の基準に基づく適正な対価として使用料を負担いただく考えとしています。 個別の使用料や減免制度等については、今後「使用料・手数料の設定基準」に基づいた見直しを行う中で検討してまいります。
15	施設使用料の原価として人件費を含むべきではない。	他 4 件	原価に人件費を算入することについては、施設を運営するコストとして、人件費は欠かせないものであることから、今回、人件費を算入した考え方としているものです。

16	<ul style="list-style-type: none"> ・施設使用料の値上げには反対である。 ・施設使用料の減免制度の維持や新設を行って欲しい。 	他 47 件	「使用料・手数料の設定基準」は、使用料・手数料に関する一律の基準を策定しようとするものであり、個別の使用料や減免制度のあり方等については、今後この基準に基づいた見直しを行う中で検討してまいります。
----	---	-----------	--

※同様の趣旨のご意見につきましては取りまとめをし、件数を記載しています。

※上記の他、パブリックコメントの期間等についてのご意見がございました。本パブリックコメントにつきましては、「枚方市パブリックコメント実施要綱」に基づき、期間の設定等を行ったものです。今後も市民の皆さまからより多くのご意見をいただけるよう努めてまいります。